

京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策の取組状況

1. 対策の方向

分野	計画の内容	令和3年度・令和4年度 取組状況 (令和4年度は令和4年11月30日時点)
感染予防	<ul style="list-style-type: none"> ○ 若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し推進 ○ 医療現場における感染防止策の徹底を推進 ○ 乳児に対するB型肝炎ワクチン定期接種を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝臓週間での啓発（府庁ロビー、保健所でのポスター掲示） ○ ホームページでの情報提供（肝炎情報センター） ○ <u>肝炎ウイルス検査ラジオ啓発（R4.9.27 12:00～12:15）</u> ○ 府内各市町村で妊婦健診に合わせB型・C型肝炎ウイルス検査を実施（全市町村） ○ B型ワクチン定期接種の開始（H28.10～）
肝炎検査	<ul style="list-style-type: none"> ○ 効果的な受検勧奨や、より受検しやすい体制の整備等、職域における各医療保険者との連携等、受検機会拡大に向けた取組をより一層推進 ○ 陽性者が確実に治療に結びつくよう、検査結果が陽性であった者に対し、市町村や医療関係者と連携して精密検査の受診勧奨を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村、保健所、医療機関等における肝炎検査の実施</u>（R3 10,842人） ○ 検査実施医療機関の拡充（R4 112施設） ○ 保健所及び検査実施医療機関をホームページに掲載 ○ 初回精密検査費用の助成（R3 13名、R4 8名） ○ <u>オンライン・オンデマンド研修の実施（資料2参照）</u> <u>看護師、市町村・保健所職員向け（継続）</u> <u>患者会・薬剤師向け（新規）</u> ○ <u>出張肝炎ウイルス検査</u>（R3.12.13 福知山市検診会場 87名受検） ○ 肝炎検査リーフレットの作成・配付
診療体制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充 ○ 肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進 ○ 陽性者を早期治療に結びつけ重症化予防を図るため、定期検査の受診勧奨を行う体制の整備 ○ 治療が必要な人に対し、肝疾患専門医療機関などの情報を提供するとともに、医療費の助成事業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝疾患専門医療機関（R4 218施設） ○ 肝疾患拠点病院である府立医大病院・京大病院で協議の上、連携事業を実施（肝炎コーディネーター養成研修会） ○ 定期検査費用の助成（R3 45名、R4 33名）

分野	計画の内容	令和3年度・令和4年度 取組状況 (令和4年度は令和4年11月30日時点)
肝炎の予防及び医療に関する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等ができる人材（肝炎コーディネーター）を新たに養成するための研修を実施 ○ 肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村・保健所職員向け研修の実施(R4.3~4 17名受講) ○ <u>肝炎ウイルス検査ラジオ啓発 (R4.9.27 12:00~12:15)</u> (以上 再掲) ○ 医療費助成リーフレットの作成・配付
肝炎に関する啓発及び知識の普及等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、より効果的な方法を検討し、引き続き普及啓発活動を推進 ○ 肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進 ○ 肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、肝炎患者の就労支援を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝臓週間での啓発（府庁ロビー、保健所でのポスター掲示） ○ ホームページでの情報提供（肝炎情報センター） ○ <u>肝炎ウイルス検査ラジオ啓発 (R4.9.27 12:00~12:15)</u> (以上 再掲)
相談支援体制の強化等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府立医大病院肝疾患相談支援センター(H25.6~) 京大病院肝疾患相談支援センター (H22.4~) ○ 京都府肝炎情報ガイドの作成 (R4 3,500部作成) ○ 肝炎対策協議会を開催 (R3)

2. 数値目標

項目	計画策定時の数値	施策目標（令和5年度末まで）	現状値
肝がんの年齢調整罹患率（人口10万対）	17.2（平成25年度）	13.8	13.4（平成29年度）
無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	57（平成28年度末）	200	112（R4.11末）
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	21市町村（平成29年度）	全市町村 （26市町村）	23市町村（令和3年度） 3市村：府無料検査委託医療機関を紹介②、勧奨が一巡①
肝炎患者に対し相談支援等を行う人材（肝炎コーディネーター）を養成	0人（平成29年度末）	400人	251人（令和4.11末）

検査啓発の取組 ～ラジオ～

ラジオ啓発の実施

KBS京都ラジオ
「京都トークRUN」

トップ 月別 カテゴリー Instagram Twitter 番組へのメッセージ

♪ま〜ぶる! KBS京都



KBS京都ラジオ 毎週火曜日 10:00～14:00 ON AIR!!

放送日時 : 令和4年9月27日 (火) 12:00～12:15
 パーソナリティー①: 桂 二葉 (かつら によう) さん
 パーソナリティー②: 梶原 誠 (かじわら まこと) さん
 テーマ : 知って、肝炎プロジェクト 肝炎のこと

★「知って、肝炎プロジェクト」ラジオCMを流す

梶原 : ということで、「知って、肝炎プロジェクト」についてご紹介したいと思います。

二葉 : 「かんえん」って、肝臓の病気の「肝炎」?

梶原 : そうです。二葉さんは、自分の肝臓のこと、気にかけてますか?

二葉 : 体重やお肌のコンディションに比べたら...まったく気にしていないかな...
でも、「肝炎」ってあれでしょ?
お酒飲みすぎの人がなるんじゃないですか??

梶原 : 確かに、お酒を飲み過ぎて肝炎になる人もいます。
でも、お酒を一滴も飲まない人でも、なる可能性があるんです。

二葉 : え!そうなんですか!?!でも、どうしてお酒も飲まないのに、肝臓が悪くなるんですか?

梶原 : 実は、悪いウイルスがいるんです。

厚労省「知って、肝炎プロジェクト」

知って、肝炎プロジェクトとは？

- 「知って、肝炎プロジェクト」は、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性を分かりやすく伝え、あらゆる国民が肝炎への正しい知識を持ち、早期発見・早期治療に向けて自ら積極的に行動していくことを目的としたプロジェクトです。
- 肝炎とは何か、そしてどのように感染するのか、放置するとどうなるのか。そして様々な予防方法を知ってもらうことを目指しています。肝炎は放置すると肝硬変(かんこうへん)・肝がんという重篤な疾患に進行する可能性があります。
- 日本では、7月28日を「日本肝炎デー」と定めて、国および地方公共団体、医療団体や事業主団体などの協力を経て、肝炎の知識、予防、治療に関わる理解が進むよう普及啓発を行うとともに、受検勧奨を推進しています。
- 「知って、肝炎プロジェクト」には、厚生労働省 健康行政特別参与 杉良太郎氏をはじめとして、芸能界・スポーツ界から大使・スペシャルサポーターの方々に、肝炎ウイルス検査の普及啓発などを目的とした広報活動をお手伝いいただいております。

プロジェクトメンバー

厚生労働省 健康行政特別参与
杉 良太郎氏

肝炎対策 特別大使
伍代 夏子氏

肝炎対策 広報大使
徳光 和夫氏

スペシャルサポーター

石川ひとみ氏 / 石田 純一氏 / 岩本 輝雄氏 / AKB48 / HKT48 / EXILE / SKE48 / STU48 / NMB48 / NGT48 / 小橋 建太氏 / コロツケ氏 / 島谷 ひとみ氏 / 清水 宏保氏 / 瀬川 瑛子氏 / SOLIDEMO / 高島 礼子氏 / 高橋 みなみ氏 / 田辺 靖雄氏 / 千葉 涼平氏 / 豊田 陽平氏 / 仁志 敏久氏 / 乃木坂46 / 平松 政二氏 / 的場 浩司氏 / 山川 豊氏 / 山本譲二氏



プロジェクトの活動内容

- 表敬訪問（自治体・企業団体訪問）
- PRイベント
（地域イベントとのコラボ・ブース出展・肝炎ウイルス検査実施）
- 学校訪問(肝炎授業の開催など)
- 拠点病院との連携(肝炎デーのキャンペーン企画)
- メディアタイアップ（CM・番組・記事制作）
- ポスター・リーフレット制作

<知って、肝炎プロジェクト肝炎対策啓発イベント等一覧>

資料1-4

	イベント等	日程	時間	実施場所	出席者	内容(予定)
1	知事表敬訪問	11月16日(水)	15時から16時まで	京都府庁 (1号館3階 秘書課会議室)	肝炎対策広報大使：徳光 和夫 氏 京都府：知事 肝疾患診療連携拠点病院 京都府立医科大学 伊藤 義人 教授 京都大学 妹尾 浩 教授	「知って、肝炎プロジェクト」肝炎対策広報大使である徳光氏と知事による懇談、フォトセッション及び囲み取材を実施
2	企業との連携	調整中	未定	株式会社モリタ製作所 (本社：京都市伏見区)	スペシャルサポーター：調整中	「知って、肝炎プロジェクト」スペシャルサポーターが従業員の健康管理に積極的な府内企業(株式会社モリタ製作所)を訪問し、従業員と肝炎について学ぶ。
3	地域との連携	9月10日(土)	①17時から17時30分まで	①かめきたサンガ広場	FANTASTICS from EXILE TRIBE 中島 颯太 氏 瀬口 黎弥 氏	① 「知って、肝炎プロジェクト」スペシャルサポーターによるステージイベントの開催及び肝炎啓発ブースを出展
			②18時45分から18時50分まで	②サンガスタジアム by KYOCERA		② 京都サンガF.C.対鹿島アントラーズ戦の試合前イベントにおいて、「知って、肝炎プロジェクト」スペシャルサポーターがピッチに登場し、啓発メッセージを発信
4	学域との連携	9月17日(土)14時から9月24日(土)14時まで 期間限定WEB配信		京都府立医科大学 (オンライン開催)		「知って、肝炎プロジェクト」大使・スペシャルサポーターが出演する肝炎対策啓発動画を放映
5	健診イベントにおける啓発	3月4日(土)	①10時30分から11時まで ②12時から12時30分まで (2回講演)	京都市勤業会館みやこめっせ	肝炎対策特別大使：伍代 夏子 氏 (①及び②) 肝疾患診療連携拠点病院：調整中 (①又は②)	一般財団法人京都工場保健会が実施する集団特定健診イベントと併せて、肝炎対策啓発イベントを実施。「知って、肝炎プロジェクト」肝炎対策特別大使である伍代氏によるステージイベントの開催及び肝炎啓発ブースを出展

京都府肝炎コーディネーター制度に関する取組

1 認定状況

年度	開催時期	対象職種	認定区分	参加者数	認定者数
H30	H31年3月	薬剤師	医療担当	18名	13名
R元	R元年6月	行政職員	啓発担当	37名	30名
	R2年1月	看護師	医療担当	90名	85名
R2	R3年1月	行政職員	啓発担当	37名	35名
	R4年3～4月*	行政職員	啓発担当	17名	15名
R3 (認定はR4)	R4年3～4月*	患者会	啓発担当	13名	13名
	R4年3～4月*	看護師	医療担当	39名	28名
R4	R4年5～7月*	薬剤師	医療担当	32名	32名
※オンライン・オンデマンド配信			計	283名	251名

2 活動状況報告

京都府肝炎コーディネーターに対し、毎年度末に活動状況報告の提出を依頼。

回答方法 郵送で報告用紙を京都府に送付（送料は京都府負担）
※オンライン回答を併用

回答内容・回答数 →資料2-2のとおり

3 京都府肝炎コーディネーター通信の発行

制度改正情報等の共有のため、これまでに5回発行。

→資料2-3のとおり

4 計画（案）について

→資料2-4～6のとおり

令和 3 年度肝炎コーディネーター活動状況報告書（まとめ）

〈得られた知見〉

- ・啓発においては「ついでのお機会」を活用する。
- ・受検（診）可能な医療機関は、具体的な名称及び所在地まで説明することが効果的である。
- ・目立つ啓発資材は、場面によって求められる条件が異なる。

掲示用：日常生活を送る中で目立つ

配布用：折りたたまないことで目立つ

〈回答率〉

対象者：令和 3 年度までに京都府肝炎コーディネーターの認定
を受けた者

区分	対象者数	回答者数	オンライン回答者数 (内訳)	回答率	オンライン利用率
医療担当	92名	52名	23名	56.5%	44.2%
啓発担当	53名	44名	10名	83.0%	22.7%
合計	145名	96名	33名	66.2%	34.3%

寄せられた報告内容（抜粋）は以下のとおり

1 肝炎コーディネーター活動状況

ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言【医療担当】

- ・ 啓発資材の配架
- ・ 生活上の注意点への質問対応
- ・ 服薬指導時にAST及びALT値を確認し、受検状況を聞取
- ・ 生物学的製剤使用検討患者への検査案内
- ・ 免疫抑制剤開始前の受検提案
- ・ 教育機関への出講
- ・ 専門医療機関の紹介
- ・ 陽性者が治療の必要性を認知しているか確認
- ・ 他の業務機会を利用して情報提供を実施
- ・ 助成制度の案内

ア 肝炎対策に関する情報提供及び相談助言【啓発担当】

- ・ 広報誌、ホームページへの掲載
- ・ ポスター掲示、チラシやのぼりの配架
- ・ 肝臓週間の周知
- ・ 助成制度の案内
- ・ 公開講座実施、結果報告
- ・ 訴訟に関する相談対応

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内【医療担当】

- ・ 助成制度の案内
- ・ 啓発資材の配架
- ・ 無料検査実施医療機関（場所）の案内
- ・ 外来窓口での説明機会の活用

イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内【啓発担当】

- ・ フォローアップの実施
- ・ 助成制度の案内
- ・ 訴訟相談窓口の紹介

ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加【医療担当】

- ・ 学術講演会の開催・参加（オンラインを含む）
- ・ プライバシー確保を目的とした個別相談の充実

ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨【啓発担当】

- ・ フォローアップ同意者への調査票送付、受診勧奨
- ・ ポスター掲示、チラシ配架
- ・ ホームページでの啓発
- ・ 希望者に対する受検場所の案内
- ・ 他の検診機会に併せて同時受検勧奨
- ・ 休日の受検機会確保
- ・ 節目年齢層を対象に周知
- ・ 受診券送付

エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言【医療担当】

- ・ 免疫低下患者に対する受検状況の確認
- ・ スタッフのワクチン接種状況の把握（スタッフ）
- ・ 針刺事故対策の研修
- ・ 高齢者施設への助言
- ・ 訴訟相談窓口への案内

オ その他の活動【医療担当】

- ・ 生活面の助言、服薬指導、栄養指導
- ・ 肝炎コーディネーター研修会参加を同僚へ呼びかけ

オ その他の活動【啓発担当】

（特に報告なし）

2 肝炎ウイルス検査の受検促進等に係るアイディア

【医療担当】

- ・ 健診や採血の機会等を活用した手軽な受検
- ・ 公共施設、公共交通機関でのポスター掲示
- ・ SNS及びCMの充実
- ・ 啓発資材の配架
- ・ 無料クーポン配布

【啓発担当】

- ・ 様々な機会を捉えて広く啓発
- ・ 公共施設、交通機関でのポスター掲示
- ・ 自治体イベントでのブース出展
- ・ 啓発資材を送付物に同封

3 肝炎コーディネーターとして今後やってみたいこと

【医療担当】

- ・ 有名人を起用した啓発実施
- ・ 研修参加による自己啓発（オンライン研修を含む）
- ・ 住民健診での受検勧奨
- ・ 健康サポート薬局でのイベント開催
- ・ 肝臓専門医が在籍する医療機関への紹介

【啓発担当】

- ・ 有名人を起用した啓発実施
- ・ 様々な機会を捉えて広く啓発
- ・ 助成制度の案内
- ・ 患者が安心できる啓発（親切、傾聴、寄り添い）
- ・ 勉強会の開催

4 その他、京都府への質問・要望等

【医療担当】

- ・ 大きめの目立つポスターの配布（患者待ち時間の有効活用）
- ・ 日常生活の範囲で耳に入ってくる啓発
- ・ 実地研修（パソコン操作が苦手なため）

【啓発担当】

- ・ 目立つポスターの配布
- ・ 定形封筒サイズのチラシ配布（折らないことで目立つ）



京都府肝炎コーディネーター通信

第1号

令和2年9月発行

京都府健康対策課

第1号の内容

- ・【制度改正】初回精密検査費用助成の対象者が追加されました
- ・肝炎コーディネーター養成研修を開催しました（令和2年1月26日）
- ・活動状況報告の提出にご協力、ありがとうございました。

【制度改正】初回精密検査費用助成の対象者が追加されました

令和2年度から、妊婦健診時及び手術前に実施された肝炎ウイルス検査での陽性者も初回精密検査助成を受けられるようになりました。

【今回追加された対象者】

- 原則1年以内に妊婦健診において実施した肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者
 - 原則1年以内に手術前の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者
- 提出資料等、詳細は同封しているチラシをご確認ください。

肝炎コーディネーター養成研修を開催しました

看護師の方を対象とした肝炎コーディネーター養成研修を開催しました。

- 日 時：令和2年1月26日（日）午後2時～午後5時
- 場 所：メルパルク京都6階会議室「貴船」
- 参加者：看護師 90名



【アンケートより抜粋】

- 1 肝炎コーディネーター制度について
 - コーディネーター制度の仕組み、役割について理解できた。
 - 具体的に何をすればいいかわからない。
- 2 病態及び治療について
 - この講義を受けたことは自分の知識としてよりよい医療サービスを提供できる自信につながった。
 - 治療したら治るということを知らなかったので色々な人に伝えたい。
- 3 京都肝炎友の会からの講演
 - 患者の立場に立って十分な説明を行わなければいけないと再認識できた。
 - つらい気持ち、不安な気持ちを理解できるようになりたいです。
- 4 京都府の肝炎対策
 - 少し難しいので、もう一度読み直して勉強しようと思う。
 - 大きい病院に勤務なので手続き等はあまりよくわからない。事務に任せるべき。

事務局より

当日の参加及びアンケートのご協力、ありがとうございました。

アンケートでいただいたご意見については今後の研修に活かして参ります。



肝炎コーディネーター活動状況報告へのご協力、ありがとうございました。

令和元年7月までに肝炎コーディネーター養成研修を受講された方に、活動状況報告の提出をお願いしました。

【活動状況報告より抜粋】

- 1 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - 薬局窓口で検査未受検者へ受検勧奨を行った。
- 2 肝炎対策に関する情報提供及び相談助言
 - 庁舎内への啓発資材の掲示や広報誌を活用した啓発を行った。
- 3 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - 肝炎治療薬を服用中の方に、医療費助成制度を紹介した。
 - 相談内容に応じて適切な窓口を紹介した。
- 4 その他の活動
 - 地域イベントでの肝炎ウイルス検査のリーフレット配布
 - 市の肝炎ウイルス検査の対象年齢でない方からの受検希望について、府が実施する無料肝炎ウイルス検査を案内
- 5 肝炎ウイルス検査の受検促進等に係るアイデア
 - 若年層に人気のある人物のキャスティング
 - 個別受診勧奨において、国がん作成のリーフレットを作成したところ、受診率の増加がみられたため、次年度も継続して使用していく予定
- 6 肝炎コーディネーターとして今後やってみたいこと
 - 健康サポート薬局のイベントとして肝炎治療の講演を実施
 - 職員間で肝炎対策の必要性や府の制度等の情報共有

事務局より

それぞれの所属で、研修で学んだことを生かして活動されていることが伺えました。活動状況報告にご協力いただきありがとうございました。
 次回の活動状況報告は令和3年3月頃を予定しています。



令和元年度の各種助成制度利用状況（カッコ内は前年度比）

肝炎医療費助成制度	B型核酸アナログ製剤	新規認定 89件（-51件） 更新認定 1,295件（+53件）
	B型インターフェロン治療	新規認定 3件（+1件）
	C型インターフェロンフリー治療	新規認定 430件（-131件）
検査費用制度	初回精密検査助成	19件（+5件）
	定期検査費用助成	20件（+3件）
肝がん・重度肝硬変入院医療費助成制度		新規認定 12件（+10件）

発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970

※人事異動等により所属機関名等について変更があった場合、事務局まで御連絡ください。



第2号の内容

- ・がん検診会場での出張肝炎検査を実施しました（令和2年10月30日）
- ・肝炎コーディネーター養成研修を開催しました（令和3年1月15日）

がん検診会場での出張肝炎検査を実施しました～ついでに、予約なしで、その場で～

無関心層へのアプローチを強化する目的から、がん検診会場での出張無料肝炎ウイルス検査を実施しました。

- 日 時：令和2年10月30日（金）午前中
- 場 所：長岡京市保健センター
- 受検者：肺がん検診受診者91名



<事務局より>

がん検診問診時の積極的な受検勧奨により、多くの方に「ついでに」肝炎検査を受けていただくことができました。



肝炎コーディネーター養成研修を開催しました

行政職員を対象とした肝炎コーディネーター養成研修を開催しました。

- 日 時：令和3年1月15日（金）午前9時30分～午前11時40分
- 場 所：zoomを活用したWEB（オンライン）開催
- 参加者：行政職員、肝疾患相談センター職員 37名

【アンケートより抜粋】

- 1 肝炎コーディネーター制度について
 - 肝炎についての認知度が低いなか、正しい情報と知識を伝え、医療につないでいくことの必要性を確認することができました。
- 2 病態及び治療について
 - 治療方法も変わっていき、負担軽減があること、治療すれば肝硬変・肝がんへの移行が防げるということを市民へ伝え、早期に治療を開始することが大切だと思いました。
- 3 京都肝炎友の会からの講演
 - 実際の患者さんの声を聞くことで、患者側の思いを知ることができて実感が湧いた。
- 4 京都府の肝炎対策
 - 行政にいても助成があることや受検がどこでできるのか知らないことが多かった。

<事務局より>

緊急事態宣言発令に伴い急遽WEB開催となりましたが、ご参加いただきありがとうございました。



発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970

※人事異動等により所属機関名等について変更があった場合、事務局まで御連絡ください。



第3号の内容

- 【制度改正】肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成の要件が緩和されました
- 知って、肝炎プロジェクト 肝炎啓発動画のご案内
- 「ウイルス性肝炎患者さんに役立つ制度」リーフレットについて
- 「一生に一度は肝炎検査」マンガの作成について

【制度改正】肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の助成の要件が緩和されました

平成30年12月から開始した肝がん・重度肝硬変の患者に対する医療費助成について、令和3年4月に制度の見直しを行いました。

【見直しの概要】

- 助成対象とする医療に「分子標的薬を用いた化学療法」又は「肝動注化学療法」による通院治療を追加（これまでは「入院医療費のみ」）
- 対象月数要件を「入院又は通院で3月目から」に短縮（これまでは「入院4月目から」）

➤ 通院治療の対象化について

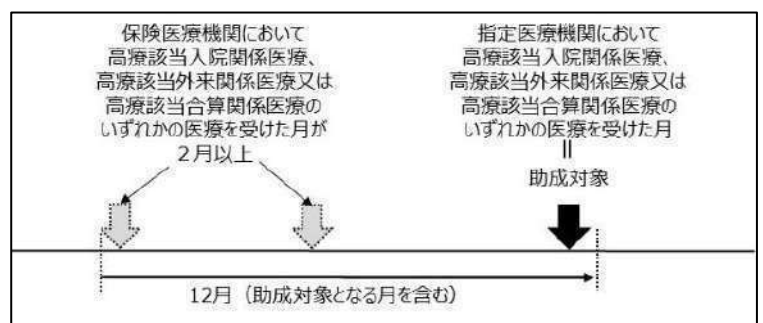
◇ 新たに助成対象となった「肝がん外来医療」の例

- 分子標的治療薬を用いた化学療法（一般名）
ソラフェニブ、レゴラフェニブ、レンバチニブ、アテゾリズマブ等
- 肝動注化学療法（一般名）
殺細胞性抗がん剤：フルオロウラシル、シスプラチン等

◇ 対象となる通院治療の医療費は「外来診療に係る費用」と「薬剤に係る費用」です。

➤ 対象月数の短縮について

- ◇ 1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えた対象月数が、助成月を含み過去12か月以内に3回以上ある場合に助成します。
- ◇ 3回以上をカウントする際の入院と通院の組み合わせは問いません。



※「高療該当」…対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えること

➤ 助成の方法について

- ◇ 入院医療に係るもの：これまでどおり原則として窓口での現物給付です。
- ◇ 通院医療に係るもの：窓口では患者から一部負担金（3割等の金額）を徴取し、医療記録票に窓口徴取額を記載してください。後日患者が医療記録票に基づき京都府に申請をすることで助成を行います（償還払い）。

より詳細な資料や申請方法等については、京都府ホームページをご確認ください。
<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kangankankouhen.html>



知って、肝炎プロジェクト 肝炎啓発動画のご案内

厚生労働省肝炎総合対策推進国民運動事業（知って、肝炎プロジェクト）が肝炎に係る啓発動画を作成しました。是非ご覧ください。

「学校での授業」という仕立てで、生徒役には、「知って、肝炎スペシャルサポーター」であるAKB48のメンバーが出演されています。

【動画の内容】

1時間目「みんな知りたいウイルスの話 正しく知ろう！」

2時間目「こんなに進んだ肝炎治療 科学の進歩ってすごい！」

3時間目「一生に一回の肝炎検査 早期発見が命をつなぐ！」

動画掲載 URL：<https://www.kanen.org/news/20210301.php> ※リンクフリー

「ウイルス性肝炎患者さんに役立つ制度」リーフレットについて

全国 B 型肝炎訴訟大阪原告団が作成したリーフレットを同封します。

B 型肝炎給付金については各地の弁護士へご相談ください。

大阪弁護士 電話 06-6647-0300 <https://bkan-osaka.jp>

「一生に一度は肝炎検査」マンガの作成について

京都府では、京都精華大学との包括協定に基づき、より多くの方に肝炎ウイルス検査を知ってもらうためのマンガを作成しました。

【マンガの内容】

健康を意識した生活をおくる会社員 A さん。お酒も飲まないし、特に自覚症状もないから肝炎検査は自分には関係ない…そんな A さんを見かねて立ち上がったのは…？！

PDF 掲載 URL：<http://www.pref.kyoto.jp/gan/kanenkensa.html> ※リンクフリー

※冊子の発行は令和 3 年 6 月末を予定しています。完成後は肝炎コーディネーターの皆様にもお届けさせていただきます。

令和 2 年度の各種助成制度利用状況（カッコ内は前年度比）

肝炎医療費助成制度	B 型肝炎核酸アナログ製剤	新規認定 86 件 (-3 件)
	B 型肝炎インターフェロン治療	新規認定 1 件 (-2 件)
	C 型肝炎インターフェロンフリー治療	新規認定 309 件 (-121 件)
検査費用制度	初回精密検査助成	18 件 (-1 件)
	定期検査費用助成	40 件 (+20 件)
肝がん・重度肝硬変医療費助成制度		新規認定 6 件 (-6 件)

発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970

※人事異動等により所属機関名等について変更があった場合、事務局まで御連絡ください。



第31回「肝臓週間」

毎年7月28日は世界・日本肝炎デー、令和3年7月26日から8月1日は肝臓週間です。

第4号の内容

- 「京都府肝炎コーディネーターの皆様へ」特設ページを立ち上げました（表面）
- 肝炎コーディネーター活動状況報告へのご協力ありがとうございました（裏面）

「京都府肝炎コーディネーターの皆様へ」特設ページを立ち上げました

【特設ページでできること】

以下について、パソコン・スマートフォンから申請できるようになりました。

- ① 啓発資材の追加送付申請
- ② 情報提供連絡先の変更、活動休止・認定取消の申し出

① 啓発資材の追加送付申請

- ◇ 京都府及び厚生労働省が作成した各種啓発資材の追加送付を承ります。各施設やイベントでの配布の際、積極的にご利用ください。
- ◇ 資材の在庫があれば、申請から概ね1週間程度で発送させていただきます。
- ◇ 各種啓発資材について、内容をPDF形式で閲覧・ダウンロードすることができます。

② 情報提供連絡先の変更等の申出

- ◇ 人事異動等で所属機関等に変更があった場合や、活動休止・認定取消を希望する場合のお申し出を承ります。



↑スマートフォンでの画面（一例）

特設ページはこちら↓

<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kanencoordinator2.html>

オンラインで手続きができない場合やお急ぎの場合等は、従来どおりお電話にて承ります。



今後は関連するページへのリンク集等、コンテンツを充実させることを検討しています。是非一度ご覧ください。



「肝炎コーディネーター活動状況報告」へのご協力、ありがとうございました。

令和元年度までに京都府肝炎コーディネーターの認定を受けた方に、令和2年度の活動状況報告の提出をお願いしました。報告いただいた内容をまとめたものを同封します。

以下、ご要望等についていくつかピックアップします。

【肝炎ウイルス検査の受検促進等に係るアイデア】

- ◇ 肝炎の恐ろしさを簡潔に伝えることのできるマンガや動画を作成し、誰でも見ることのできる媒体で共有（YouTube等）

→厚生労働省「知って、肝炎プロジェクト」では「後悔のすえに」という動画を作成し公開しています。肝炎が無症状のまま進行する恐ろしさが伝わる内容です。



YouTube→<https://www.youtube.com/watch?v=IvGJC6s2wa8>

データのダウンロード→https://www.kanen.org/download/movie/#nav_subcategory

【ご要望】

- ◇ オンラインコンテンツの作成をお願いしたい（関連法規や資料）

→「京都府肝炎コーディネーターの皆様へ」特設ページにおけるコンテンツの充実を図ってまいります。なお、関連法規については以下の厚生労働省のページにまとめられています。



<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/houre.html>

- ◇ 肝炎検査のポスターのデータ等をいただけると活用しやすい

→「京都府肝炎コーディネーターの皆様へ」特設ページにおいて、京都府が作成した啓発資料のPDF データを掲載させていただきました。電子掲示板への掲載等に是非ご活用ください。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の発生により思うように活動できなかった、というお声もたくさんいただきました。活動状況報告にご協力いただきありがとうございました。次回の活動状況報告は令和4年3月頃を予定しています。引き続きご協力をお願いいたします。



発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970



第5号の内容

- 令和3年度京都府肝炎コーディネーター養成研修会のご案内

令和3年度肝炎コーディネーター養成研修会のご案内

～これまでに認定を受けた方も再受講できます～

京都府では、今年度はオンラインで肝炎コーディネーター養成研修会の動画配信を行います。これまでに認定を受けた方の再受講も可能です。研修会の内容をもう一度聞きたい方、この機会に是非お申し込みください。

開催方法

オンライン・オンデマンド配信

*視聴期間内であればいつでも都合のいい時間に視聴することができます

再受講申込期間 令和4年**3月1日(火)** から令和4年**4月17日(日)** まで

再受講の流れ

- ①QRを読み取り、上記の期間内に受講申し込みを行う
- ②講義動画視聴用のURLが記載されたメールが届く
- ③自分の都合のいい時間に講義を視聴する(視聴期限:4月24日まで)
※恐れ入りますが視聴に係る通信料はご負担ください。
- ④オンラインでアンケートに解答する(回答期限:4月24日まで)

再受講を希望する方の申し込みはこちら

<https://www.shinsei.elg-front.jp/kyoto2/uketsuke/form.do?acs=kanencoordinator2022>



※今年度は薬剤師、看護師、行政職員を対象にオンライン・オンデマンド方式の研修会を開催します。

お知り合いの方にご紹介いただく場合は、<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/kanencoordinator.html>のURL、もしくは で検索するようご案内ください。

(行政職員向け研修会については別途市町村・保健所の各担当課あて通知させていただきます。)

トピックス●無料肝炎ウイルス検査委託医療機関を拡充しました●

無料肝炎ウイルス検査をより受けていただきやすいよう、令和4年1月から委託医療機関数を106施設に拡充しました。また、京都市以外にお住まいの方も、京都市内の一部の医療機関でも受けていただけるようになりました。追加の施設登録は事務局まで随時ご連絡ください。最新の実施場所は↓

<http://www.pref.kyoto.jp/gan/kanenkensa.html> もしくは で検索

発行：京都府肝炎コーディネーター事務局

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

電話：075-414-4766 FAX：075-431-3970

肝炎コーディネーターに係る計画（案）

【論点 1】開催方法

（事務局案）オンライン・オンデマンド方式

※オンデマンド…予め録画した動画を都合の良い時間に視聴すること

○ メリット

- ・ 参加者、事務局、講師にとって予め定められた日時での拘束がなく、新型コロナウイルスの感染拡大状況が読めない中でも開催しやすい。
 - ・ 参加者は自分の都合が良い時に視聴でき、高い学習効果を期待できる。
 - ・ 会場の定員がなく、会場への移動時間・交通費もかからないため、府内全域から多くの参加者を募ることができる。また、移動・集合による感染リスクの心配がない。
 - ・ 申し込みからアンケートまでを全てオンラインで完結させることで、事務作業の効率化を図る。
- 令和 3～4 年度にかけて実施したオンライン・オンデマンド方式では、以上のような意見が受講者からも挙がり、好評であった。

○ 流れ

- ① 事前に研修の録画データを作成
→R3～R4 に作成した録画データを更新して使用
- ② 対象者に案内し、希望者は web 申込システムで参加申し込み
→動画掲載 URL を送信し、期間内に視聴
- ③ アンケート及び認定試験を web 申込システムに入力
→京都府肝炎コーディネーターに認定

【論点 2】対象者

（事務局案）行政職員等、看護師、薬剤師とする。

行政職員等 市町村、府保健所、肝疾患相談センター職員

患者会（令和 4 年度から対象拡大）

看護師 令和元年度、3 年度に実施

薬剤師 令和 4 年度から対象拡大

→行政職員等、看護師、薬剤師は、いずれも府民と対面する機会が多い職種である。オンライン・オンデマンド方式ならば受講可能な新たな対象者が想定されることから引き続き開催する。
肝疾患相談センター職員や夜勤を伴う看護師などを中心に受講希望が寄せられている。

新規の対象職種として13名を認定した患者会は、肝炎経験者としての重要な役割を担うため、引き続き養成する。

32名を認定した薬剤師からは、積極的な取組が報告されており、活動の拡がりを期待できる。

<p>【論点3】養成した肝炎コーディネーターの活動支援 (事務局案) 肝炎コーディネーター通信への活動寄稿の掲載</p>
--

養成した肝炎コーディネーターからは、様々な場面で活動された報告が寄せられる一方で、活動できていないとの報告もあり、養成した肝炎コーディネーターをいかに活動に繋げるか、課題である。

○ **肝炎コーディネーター通信への活動寄稿の掲載**

肝炎コーディネーターは、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるよう、関係者間の橋渡しを行い、継続的な受療が促進され、フォローアップが円滑に行われることを基本的な役割としている。また、基本的な役割を果たすために、相互に連携し、補完し合うものとされている。(京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領第2条)

新型コロナウイルスの流行により、活動報告などの交流会の開催が困難ななか、肝炎コーディネーター通信の活用により、取組内容を共有して紙面交流するスペースを設ける。ただし、掲載の決定は、基本的な役割を果たす上で必要な活動報告に限り、特定事項への誘導を行わないことを条件とする。また、肝炎コーディネーター間の橋渡しを行う観点から、所属機関の偏りが生じないよう掲載することとする。

京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府肝炎コーディネーターを養成し、住民への肝炎医療に関する普及啓発、患者やその家族への情報提供などの支援に活用することにより、肝硬変や肝がんへの移行を予防することなど、京都府の肝炎対策を推進することを目的とする。

(基本的な役割)

第2条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、第5条第1項の規定による認定を受けて、肝炎患者や肝炎ウイルス検査陽性者等（以下「肝炎患者等」という。）が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関その他の地域や職域の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者の継続的な受療が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようにすることを基本的な役割とする。
- 2 京都府肝炎コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第3条 京都府肝炎コーディネーターの主な活動内容は、京都府肝炎コーディネーターが配置される次に掲げる機関に応じて、それぞれ次に掲げるとおりとする。なお、いずれの場合も特定事項への誘導は行わないこととする。

- (1) 肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関その他の医療機関及び検診機関、歯科診療所、薬局
 - ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝臓病教室、患者サロン等への参加
 - エ 医療安全・院内感染対策に関する情報提供及び相談助言
 - オ アからエまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (2) 保健所又は市町村等の肝炎対策担当部署
 - ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- (3) 民間企業及び団体、医療保険者等の職域機関
 - ア 事業主、人事管理部門、従業員等の普及啓発
 - イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内

ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(4) 肝炎患者及びその家族

ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等への普及啓発

イ アのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(配置)

第4条

- 1 京都府肝炎コーディネーターは、肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関等の医療機関及び検診機関、保健所及び市町村の肝炎対策担当部署、薬局、障害福祉サービス及び介護サービスの事業所、民間の企業や団体、医療保険者、肝炎患者の団体等に配置するものとする。
- 2 府は、府内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患に関する専門医療機関並びに保健所及び市町村等の肝炎対策担当部署に京都府肝炎コーディネーターが配置されるように、これらの機関の協力を得て、次条の規定による京都府肝炎コーディネーターの養成及び認定を行うものとする。
- 3 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関の一覧を作成し、公表するものとする。
- 4 府は、京都府肝炎コーディネーターが配置されている機関に対し、毎年、その活動状況の報告を求めるものとする。

(養成及び認定)

第5条

- 1 知事は、次に掲げる要件を全て満たす者を京都府肝炎コーディネーターとして認定するものとする。
 - (1) 医師、薬剤師、看護師等の保健医療関係者、保健師等の保健所又は市町村等で肝炎対策を担当する者、産業医等の企業又は団体で健康管理を担当する者、肝炎患者又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者の支援の推進に意欲を有する者
 - (2) 府又は京都府肝疾患診療連携拠点病院が実施する養成研修を受講し、かつ府が指定する試験に合格した者
 - (3) 京都府内に住所を有する者又は京都府内の施設、企業又は団体に勤務する者
- 2 前項(2)に規定する養成研修の内容は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 第1項に規定する要件を満たし、京都府肝炎コーディネーターとしての認定を希望するものは、京都府肝炎コーディネーター認定申請書(様式第1号)により知事に申請するものとする。

- 4 知事は、前項の申請を適当と認め、京都府肝炎コーディネーターの認定を行ったときは、認定証（様式第2号）を交付し、京都府肝炎コーディネーター名簿に登録を行うものとする。
- 5 知事は、京都府肝炎コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。この場合において、認定を取り消された者は、前項に規定する認定証を返納しなければならない。なお、第1号の規定により認定を取り消した場合はその旨を公表するものとする。
- (1) 京都府肝炎コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
 - (2) 疾病その他の理由により京都府肝炎コーディネーターとして活動することが困難になったとき
 - (3) 本人から認定取消の申し出があったとき
- 6 京都府肝炎コーディネーターの認定期間は認定を受けた日の属する年度の年度末から起算して3年後までとする。
- なお、認定期間を終了する年度に再認定の手続きを行った者は、認定期間をその年度末から起算して3年後まで延長することができる。
- 7 京都府肝炎コーディネーターは認定期間中に、やむを得ない事情により活動の休止を希望する場合は知事に申し出ることとする。その場合、認定期間内に再度申し出があれば活動を再開することができる。

(技能向上及び活動支援)

第6条

- 1 府は、研修会又は情報交換会の開催、情報提供等を実施し、京都府肝炎コーディネーターの継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。
- 2 府は肝炎コーディネーターの活動内容や、配置されている医療機関、行政機関などのリストを、府や拠点病院のホームページ、広報誌その他様々な広報手段を検討し、周知を図るものとする。

(守秘義務)

- 第7条 京都府肝炎コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第4項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

- 第8条 この要領に定めるもののほか、京都府肝炎コーディネーターについて必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和元年6月20日から施行する。

(別表)

京都府肝炎コーディネーター養成研修標準プログラム

1 基礎編

時間	研修項目
10 分以上	京都府肝炎コーディネーターに期待される役割、心構え
30 分以上	肝疾患の基本的な知識
35 分以上	京都府の肝炎対策
	肝炎ウイルス検査
	医療費・検査費の助成制度
	医療提供体制
15 分以上	相談支援体制
15 分以上	肝炎患者又はその家族からの講演

2 応用編

時間	研修項目
30 分以上	受講者の所属する機関に適した研修内容を行う

3 認定試験

(様式第1号)

京都府肝炎コーディネーター認定申請書

年 月 日

京都府知事 様

(氏名)



京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領第5条に定める認定を受けたく申請します。

なお、認定にあたっては、京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領に定めるところに従って適正な活動を行います。

記

ふりがな 氏名	
所属機関	(所在地) 〒 (機関名) (部署名)
	京都府ホームページで所属機関名を公開することに <input type="checkbox"/> 同意します <input type="checkbox"/> 同意しません ※公開の対象は所属機関名のみで氏名は公開しません。
職種	
研修受講日	
京都府の肝炎対策について、随時最新情報をお届けします。 <input type="checkbox"/> 所属機関への送付を希望する。 <input type="checkbox"/> 自宅等への送付を希望する。 (送付先) 〒	

(様式第2号)

第 号

〇〇 〇〇 (※氏名)

京都府肝炎コーディネーター認定証

あなたは、「京都府肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要領」に定める研修を受講されたので、京都府肝炎コーディネーターに認定します

年 月 日

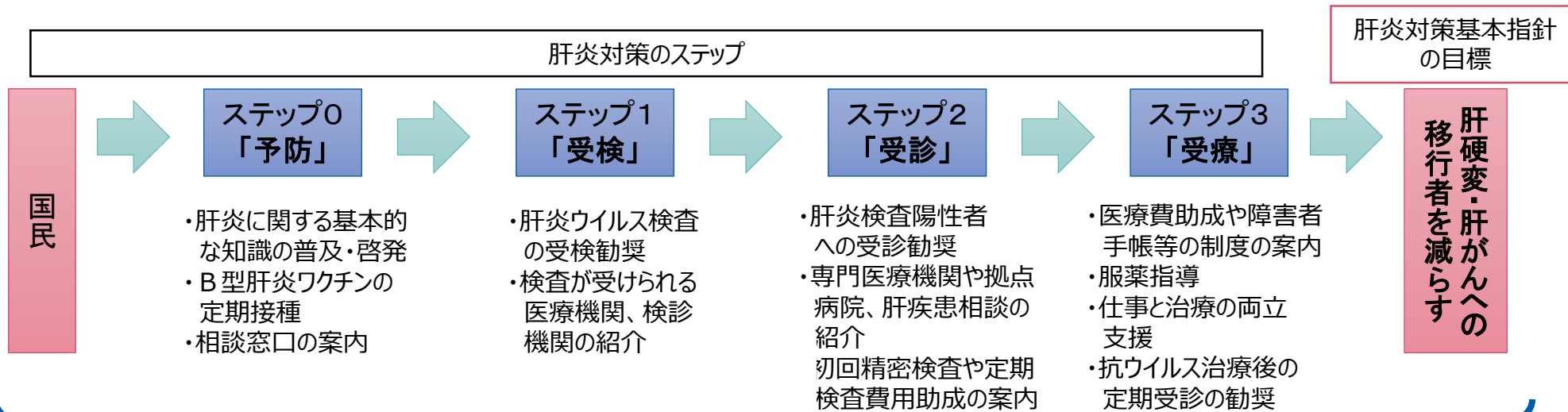
京都府知事 〇 〇 〇 〇 印

<活動内容>

(要領第3条から転記)

なお、特定事項への誘導は行わないこと

「肝炎医療コーディネーターの養成及び活用について」（健発0425第4号平成29年4月25日厚生労働省健康局長通知）参照



1人で全ての役割を担うのではなく、様々な領域のコーディネーターがそれぞれの強みを活かして患者をみんなでサポートし、肝炎医療が適切に促進される様に調整（コーディネート）する

肝炎医療コーディネーター

保健師



患者会
自治会等



自治体職員



職場関係者



看護師



医師



歯科医師



臨床検査技師



薬剤師



身近な地域や職域、あるいは病院等に配置され、それぞれが所属する領域に応じて必要とされる肝炎に関する基礎的な知識や情報を提供し、肝炎への理解の浸透、相談に対する助言や相談窓口の案内、受検や受診の勧奨、制度の説明などを行う。他の肝炎医療コーディネーターとも協力・連携することで、肝炎の「予防」、「受検」、「受診」、「受療」と「フォローアップ」が促進されることが期待される。

さらに、身近な地域や職域で肝炎医療コーディネーターが活動し、肝炎への理解を社会に広げる基盤が醸成されることにより肝炎患者への差別や偏見の解消に繋がることも期待される。

京都府保健医療計画

平成 30 年 3 月

京都府

(3) 肝炎対策

現状と課題

- 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者は、B型が110万人～140万人、C型が190万人～230万人と推定されていますが、感染に気づいていない方が多く存在すると考えられています。
- 肝炎(B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。)は、症状が出ないこともありますが、放置すると肝硬変や肝がんに進行するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりする等の治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに進行する前に適切な治療を受けることが重要です。
- これまで各市町村、医療関係者等と連携し肝炎対策を進めてきましたが、さらにこれからは、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である方のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を一層推進します。
- 肝炎対策の基本的な考え方
 - ・肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合は速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。
 - ・検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路等、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。
 - ・肝炎対策の推進に当たっては、平成28年6月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎対策協議会での議論を踏まえ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関等の関係者が一体となって総合的な取組を一層推進する必要があります。
- 感染予防
 - ・若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけやタトゥーを入れる等、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。
 - ・医療現場において医療器具の消毒や滅菌等の感染防止策を徹底する必要があります。
 - ・母子感染対策では、妊婦健康診査によるB型肝炎抗原検査等の取組が実施されています。また、平成28年10月から乳児期のB型肝炎ワクチン定期接種が開始されたため、これらが確実に接種される必要があります。
- 検査実施体制
 - ・保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない方等、感染の事実を認識していない方が多数存在すると考えられることから、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、職域における検査の実施等、受検しやすい体制の整備も求められています。

- ・受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨等、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。
- ・検査結果が陽性である方の早期かつ適切な精密検査受診を促すため、受診勧奨体制を整備することが必要です。

○ 医療提供体制

- ・全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。
- ・核酸アナログ製剤及びインターフェロンフリー治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施する他、治療が必要な方に対し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。
- ・重症化予防のための定期検査費用助成の実施等、確実に治療につながるよう、適切な受診を促す体制を整備することが必要です。

○ 予防及び医療に関する人材の育成

- ・肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材(肝炎医療コーディネーター)の養成に努める必要があります。
- ・医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。

○ 啓発及び知識の普及等

- ・肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は未だ国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。
- ・肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。

○ その他肝炎対策の推進

- ・肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポート等相談支援体制の充実が必要です。
- ・肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。
- ・取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行う等、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。

対策の方向

ポイント

★感染予防

- ・若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知する等、感染予防に必要な知識の普及啓発を地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し推進
- ・医療現場における感染防止策の徹底を推進
- ・乳児に対するB型肝炎ワクチン定期接種を推進

★肝炎検査

- ・効果的な受検勧奨や、より受検しやすい体制の整備等、職域における各医療保険者との連携等、受検機会拡大に向けた取組をより一層推進
- ・陽性者が確実に治療に結びつくよう、検査結果が陽性であった方に対し、市町村や医療関係者と連携して精密検査の受診勧奨を実施

★診療体制

- ・適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充
- ・肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進
- ・陽性者を早期治療に結びつけ重症化予防を図るため、定期検査の受診勧奨を行う体制の整備
- ・治療が必要な方に対し、肝疾患専門医療機関等の情報を提供するとともに、医療費の助成事業を実施

★肝炎の予防及び医療に関する人材の育成

- ・肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等ができる人材(肝炎医療コーディネーター)を新たに養成するための研修を実施
- ・肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施

★肝炎に関する啓発及び知識の普及等

- ・肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、より効果的な方法を検討し、引き続き普及啓発活動を推進
- ・肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進
- ・肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、肝炎患者の就労支援を推進

★相談支援体制の強化等

- ・肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進

成果指標

項目	現状値		目標値		出典
肝がんの年齢調整罹患率 (人口10万対)	17.2	H25年度 (2013年度)	13.8	2023年度	京都府がん実態調査報告書
無料肝炎ウイルス検査実施医療機関数	57	H28年度 (2016年度)	200	2023年度	京都府健康対策課調べ
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	21 市町村	H29年度 (2017年度)	全市町村		
肝炎患者に対し相談支援等を行う人材(肝炎医療コーディネーター)を養成	0人	H29年度 (2017年度)	400人		

第29回 肝炎対策推進協議会

令和4年3月18日

資料1

肝炎対策基本指針について

令和4年3月7日改正

厚生労働省 健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）

目的（第1条）

- ・肝炎対策に関する基本理念を定める（第2条）
- ・国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにする（第3条～第7条）
- ・肝炎対策の推進に関する指針の策定を定める（第9条～第10条）
- ・肝炎対策の基本となる事項を定める（第11条～第18条）

基本的施策（第11条～第18条）

予防・早期発見の推進

（第11条～第12条）

- ・肝炎の予防の推進
- ・肝炎検査の質の向上 等

研究の推進（第18条）

肝炎医療の均てん化の促進（第13条～第17条）

- ・医師その他の医療従事者の育成
- ・医療機関の整備
- ・肝炎患者の療養に係る経済的支援
- ・肝炎医療を受ける機会の確保
- ・肝炎医療に関する情報の収集提供体制の整備 等

実施に当たり
肝炎患者の
人権尊重・
差別解消
に配慮
（第2条第4号）

肝炎対策基本指針策定（第9条～第10条）

肝炎対策推進協議会

- ・肝炎患者等を代表する者
- ・肝炎医療に従事する者
- ・学識経験のある者

関係行政機関

設置
意見
資料提出等、
要請
協議

厚生労働大臣

策定

肝炎対策基本指針

平成23年5月16日策定
平成28年6月30日改正
令和4年3月7日改正

●公表

●少なくとも5年ごとに検討、必要に応じ変更

9つの項目に関して取り組む内容を規定

- ・基本的な方向 ・肝炎予防 ・肝炎検査 ・肝炎医療体制
- ・人材育成 ・調査研究 ・医薬品研究 ・啓発人権
- ・その他重要事項

肝炎対策基本指針の改正経過

- **令和3年1月15日 第25回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針の概要とこれまでの主な取組状況
 - ・ 改正に係る今後のスケジュールについて
- **令和3年5月21日 第26回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針の見直しに向けた議論（委員・参考人からの報告等）
 - ・ 委員からの指針の改正に関する提案
- **令和3年9月1日 第27回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針見直しの方針（案）を提示
 - ・ 指針見直しの方針（案）に関する議論
- **令和3年11月12日 第28回肝炎対策推進協議会**
 - ・ 指針の改正のポイント（案）を提示
 - ・ 指針の新旧対照表（案）を提示
 - ・ 指針の新旧対照表（案）に関する議論
- **令和3年12月28日～令和4年1月24日パブリック・コメント募集**
- **令和4年3月7日 改正肝炎対策基本指針告示**

肝炎対策基本指針の概要

事項	項目	主な内容
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	○ 「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定すること。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	○ 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい知識を普及することが必要であること。 ○ B型肝炎母子感染予防対策の取組を進めること、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎のインターフェロンフリー治療等を推進していくこと。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	○ 全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受けることが必要であることを周知すること。 ○ 受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めること。 ○ 健康診断時等に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組むこと。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	○ 全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要があること。 ○ 受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進すること。 ○ 働きながら継続的に治療を受けられることができるよう、事業者等の関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要があること。
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 肝炎医療コーディネーター等の、肝炎の感染予防について知識を持つ人材や、感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材の育成と活躍の推進に取り組むこと。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進すること。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎医療に係る最近の動向を踏まえ、特に、B型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品を含めた、肝炎医療に係る新医薬品等の研究開発の促進、治験及び臨床研究の推進、審査の迅速化等が必要であること。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨や新たな感染の予防、不当な差別を防ぎ、肝炎患者等の人権を守り、社会において安心して暮らせる環境をつくるため、普及啓発が必要であること。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実を図ること。 ○ 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、その実施状況も踏まえながら、効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、検討を行うこと。 ○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図る様に促すこと。 ○ 国民一人一人が、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認すること、感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないように適切に行動すること、肝炎患者等に対する不当な差別が生じること等のないよう、正しい知識を身につけ、適切な対応に努めること。

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項目	改正のポイント
第1	肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国としての肝炎対策の全体的な施策目標として、受検・受診・受療・フォローアップの推進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定する。 ○ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。
第2	肝炎の予防のための施策に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ B型肝炎ワクチンの定期接種、C型肝炎患者のインターフェロンプリー治療等の推進に引き続き取り組む。
第3	肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝炎ウイルス検査の未受検者に対して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。
第4	肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。

肝炎対策基本指針の改正のポイント

事項	項目	改正のポイント
第5	肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項	○ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努める。
第6	肝炎に関する調査及び研究に関する事項	○ 「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう各種の行政研究を進める。
第7	肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進する。
第8	肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項	○ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及び患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
第9	その他肝炎対策の推進に関する重要事項	○ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

肝炎対策の推進に関する基本的な指針

平成 23 年 5 月 16 日策定

平成 28 年 6 月 30 日改正

令和 4 年 3 月 7 日改正

目次

- 第 1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第 2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第 3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第 4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第 5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第 6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第 7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第 8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第 9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、脂肪性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めてきた。近年では、若年層のB型肝炎患者数はB型肝炎母子感染予防対策等により、C型肝炎患者数は治療薬の進歩等により減少傾向にあるものの、全体のB型肝炎患者数は足元では増加傾向にある。また依然として、ウイルス性肝炎は肝炎患者の半数にのぼり、重症化しやすいため、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題であることに変わりはなく、対策の継続が必要である。

近年の国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、平成 14 年度からのC型肝炎等緊急総合対策の開始、平成 19 年度からの都道府県の選定による肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備等の取組を進めてきた。

また、平成 20 年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の 5 本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。

さらに、研究分野に関しては、平成 23 年 12 月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究 10 カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。C型肝炎はインターフェロンフリー治療薬の開発により、高い確率でウイルスの排除が可能になった一方で、C型肝炎ウイルス排除後の発がん等へ

の対応は引き続き必要である。また、B型肝炎はいまだにウイルスを排除できる根治薬がなく、その研究開発の継続が必要である。

最近では、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）への支援が充実されるとともに、地方公共団体等による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が行われ、一定の効果を上げているが、依然として、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。特に、我が国における肝炎患者等が高齢化していることを踏まえ、高齢者にも分かりやすい、より丁寧な普及啓発を行う必要がある。

また、肝炎ウイルスの感染経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎患者等に対する不当な差別が存在することが指摘されている。さらに、地域の実情に応じた肝炎対策を策定及び実施する地方公共団体における取組の継続は重要である。このような状況を改善し、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、引き続き、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。

加えて、世界保健機関（WHO）が、公衆衛生上の脅威としての肝炎ウイルスの排除達成を令和12年までに目指すことを持続可能な開発目標（SDGs）の達成にも貢献する目標として掲げている。公衆衛生上は、現在、C型肝炎はウイルス排除薬の開発により、その撲滅が視野に入る状況となってきたが、B型肝炎に対する根治薬の開発及び既に実用化されているC型肝炎の抗ウイルス療法の活用により、肝炎ウイルスを高い確率で体外に排除することを可能にし、「肝炎の完全な克服」を目指すことが必要である。

本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とするものである。

なお、我が国では、現在、肝炎に罹患した者に占める患者数の多さから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が依然として重要な課題となっている。このため、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。

第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

（1） 基本的な考え方

ア 肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進

行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。したがって、国は、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進、B型肝炎に対する根治薬の開発等の肝炎総合対策を推進することにより、「肝炎の完全な克服」を達成することで、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを具体的な指標として設定する。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解及び協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。

なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。

イ 肝炎総合対策を推進するに当たっては、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化を図ることが重要であるものの、依然として、各地域の取組状況に差がある。そのため、関係者が地域の実情や特性を把握しつつ、それらに応じた取組を推進することが必要である。

(2) 肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査の未受検者が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。その実現に向けては、肝炎ウイルス検査の受検の必要性について、広く国民に普及啓発を行うと同時に、年齢等に焦点を絞って普及啓発を行うことも重要である。

このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して受検の勧奨及び普及啓発を行うことが必要であるが、引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者に対して、C型肝炎は高い確率でウイルス排除が可能であること、B型肝炎もウイルス抑制が可能であることの理解を促進しつつ、早期受診のメリット等の説明をする等、適切な受診を促進するためのフォローアップ体制の整備に重点的に取り組んでいくことが必要である。

また、従来は、肝炎患者等は治療と就労の両立が困難であったが、医療の進歩により心身などへの負担がより少ない治療が可能となったため、治療と就労

の両立に向けたより一層の普及啓発を行うことが重要である。

(3) 適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。そのため、医療機関においては、肝炎は症状が進行しなければ自覚症状が乏しいことが多いこと、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の事情を認識して肝炎患者等に接することが必要である。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図るとともに、ICTの活用等による地域連携の強化に向けた研究を推進する必要がある。

また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。また、抗ウイルス療法は、結果的にウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面もある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。

(4) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても、各地域により異なる肝炎医療等の現状と課題を踏まえて進める必要がある。

(5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発及び肝炎患者等の人権の尊重

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、

肝炎についての正しい知識の普及啓発について、幅広い世代に対応し、各世代に応じて分かりやすいものとなるよう、その効果を見つつ取り組む必要がある。

また、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識を普及し、これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要である。

さらに、肝炎患者等に対する偏見や差別を解消するためには、肝炎についての正しい知識の普及を前提に、感染症患者に対する偏見や差別の歴史も踏まえ、肝炎患者等の人権を尊重するためにはどのようにふるまうべきかを考え、学ぶことが重要である。肝炎患者等の人権尊重について取組を推進することは、感染症患者全体の偏見や差別の解消に資するものであり、国は、このような観点から、地方公共団体、学校教育関係者及び患者団体等の様々な関係者と連携し、その方策の検討を進める必要がある。

(6) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、引き続き取組を推進する必要がある。

第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。

また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、これらの対策の効果検証を行うとともに、引き続きこの取組を進める。

さらに、B型肝炎ウイルスの感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、引き続きB型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。C型肝炎については、ウイルス排除が可能となったことから、二次感染予防の観点からもインターフェロンフリー治療等の推進に取り組む。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。また、医療機関に対して、標準的な感染予防策の重要性について改めて周知を行う。

イ 国は、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を幅広く進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。

ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。

エ 国は、地方公共団体と協力して、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図る。

オ 国は、地方公共団体と協力して、C型肝炎患者のインターフェロンフリー治療等を引き続き推進する。

第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、検査結果の取扱いに留意する必要があるため、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること等から、実態を把握することは困難な状況にある。

しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備、肝炎ウイルス検査後のフォローアップ及び肝炎ウイルス検査に係る普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であることから、地方公共団体での肝炎ウイルス検査の受検者数等の肝炎ウイルス検査等の実施状況を把握するための調査及び研究が引き続き必要である。

また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。

また、研究の成果も踏まえ、受検者の利便性及び職域等におけるプライバシーに配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進める

とともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある。

また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやICTの活用、各都道府県の肝疾患センターや地方公共団体からの肝炎ウイルス検査の未受検者に対する肝炎に関する正しい知識の普及啓発や受検勧奨等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。

さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、肝炎ウイルス検査に関する最新の知見についての研修や情報提供を適切に行う必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率や検査後の受診状況等について把握するための調査及び研究を引き続き行う。

イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となっていて行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査の実施とその体制の整備を要請する。地方公共団体は、例えば肝炎医療コーディネーター等を活用した普及啓発等の個別の受検勧奨等を進めるとともに、医療機関への委託検査や出張型検診等、利便性に配慮した体制の整備を図る。国は、これらの地方公共団体の取組に対して、研究班での成果等を踏まえ必要な支援を行う。

ウ 国及び地方公共団体は、相互に協力して、特に肝炎ウイルス検査の未受検者に対して肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図る。

エ 国は、多様な検査機会の確保の観点から、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき行われる健康診査等及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき行われる健康診断時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組む。

また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。

オ 国、国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。

カ 国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、

医療機関に対し、その規模を問わず、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。

キ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。

第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。肝炎ウイルス検査の陽性者や肝炎患者等が適切な医療を受けるためには、陽性者及び肝炎患者等自身が診療についての一般的な知識を持つことが必要である。

このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方に基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要がある。また、拠点病院等の支援を行うため、肝炎情報センターは、肝炎医療に携わる者に対する研修の実施や情報提供、相談支援等を行うとともに、必要な調査や提言等を行う。

また、都道府県は、その区域内の市区町村と適切な情報交換を行うとともに、医療機関及び保険者等の地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。

あわせて、国は、都道府県と市区町村間のフォローアップ事業における情報共有の実態を調査しつつ、その好事例を展開する等の施策を検討するとともに、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。受検、受診、受療及びフォローアップの全体的な状況について、網羅的なデータを把握することは困難ではあるものの、都道府県や市区町村との連携を深め、引き続き把握に取り組む。

さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証するとともに、必要に応じて情報交換を行いながら実施する必要がある。

また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。また、就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。

また、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国、肝炎情報センター、地方公共団体、医療機関等は、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎患者等自身が診療についての正しい知識を得られるよう取り組む。また、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組む。さらに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成と活躍を推進する。

また、地方公共団体及び拠点病院は、医療機関等と連携して、肝炎医療コーディネーターの活動を可能な限り支援することが重要である。この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。

また、都道府県等は、肝炎に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、例えば肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等の作成、配布及び活用の促進等を行う。専門医療機関は、提供された情報に基づき、適切な肝炎医療の提供に取り組む。国は、各都道府県等の取組を情報収集し、必要な情報提供を行う等、こうした都道府県等の取組を支援する。

イ 拠点病院は、都道府県での肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、地方公共団体と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者等が地域で良質かつ適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組む。国、都道府県及び肝炎情報センターは、こうした拠点病院の取組に対して必要な支援を行う。

ウ 都道府県は、肝炎対策の推進に係る計画等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組む。

エ 都道府県は、地域の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等その他の関係者で協議を行う場を設けるとともに、その適切な実施及び運営を図ることが重要である。また、拠点病院は、拠点病院等連絡協議会等

で患者の意見を聴取する機会を持つこと等、患者の意見を把握する方策について検討し、必要な対応を行う。

オ 国は、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめるとともに、地方公共団体、拠点病院等が、こうした情報を医療保険者、事業主等へ提供できるよう、技術的支援等を行う。あわせて、国は、健康管理に携わる者を通して、肝炎患者等に対し適切な情報提供が図られるような取組を推進する。

カ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。

キ 国は、研究班の成果や各地域での取組を踏まえつつ、地域の特性に応じ、肝炎患者等が適切な医療を受けられる診療連携体制の強化のための取組を支援する。

ク 国は、肝炎への理解を図るための知識や取組事例等を踏まえた肝炎患者等に対する望ましい配慮のあり方について、事業主等に対して分かりやすく啓発するための検討を引き続き行う。国は、その成果を活用し、地方公共団体及び拠点病院とも連携しながら、事業主等へ普及啓発を行う。

ケ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。

コ 国は、抗ウイルス療法に対する肝炎医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査・定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝疾患相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うこと等により、これらの制度の利用が促進されるよう、より効果的な周知の方策について引き続き検討を行う。

サ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院、専門医療機関等の情報及び拠点病院等において対応可能である新たな抗ウイルス療法も含めた肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、可能な限り迅速に周知を図る。

シ 肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、地域の実情に応じてICTの活用等必要な取組を検討し、適切な相談体制の整備を図る。

第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。

このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する的確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎情報センター及び拠点病院が中心となって、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保等を図ることが必要である。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。また、肝炎患者等が適切な環境で適切な医療を受けられるよう、医療機関に対して標準的な感染予防策の重要性について改めて周知を行う。

イ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成と活躍の推進に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。また、地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、肝炎医療コーディネーターの育成後もその活動状況の把握に努めるとともに、肝炎医療コーディネーター間の情報共有や連携がしやすい環境の整備に努めることが重要である。

ウ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。

エ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を

行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。

第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、受検、受診及び受療の促進等について、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化の観点も踏まえた行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。

また、「肝炎研究推進戦略」に基づき、特に、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発、C型肝炎のウイルス排除後の病態や診療のあり方等、肝炎医療の進捗を踏まえた研究内容の重点化を図るとともに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）と協力しながら、研究実績を総合的に評価及び検証する。

また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。

さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、必要に応じてAMEDの協力を得ながら、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。なお、研究成果の公表に当たっては偏見や差別を招くことのないよう、十分に配慮するものとする。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、B型肝炎の創薬実用化研究を盛り込んだ「肝炎研究推進戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価及び検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。

イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。

ウ 国は、肝炎対策の推進に資することを目的に、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止に資する研究、肝炎ウイルス検査受検促進及び検査結果が陽性である者への効率的なフォローアップに関する研究、医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究、地域における病診連携の推進に資する研究、職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究、肝硬変、肝がん等の病態別の実態を把握するための研究、肝炎患者等に対する偏見や差別並びにその被害の防止に資する研究、地域や職域等での肝炎ウイルス検査や検査後の受診状況等の実態把握と今後の在り方に関する研究、肝炎について理解を深めるための普及啓発方法に関する研究及び肝炎対策の効果検証に資する指標に関する研究等の行政的な課題を解決するための研究を「肝炎研究推進戦略」に位置

付け、これらの研究を実施する。

エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。

第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変及び肝がんを含むがんの治療に係る医薬品の開発等に係る研究が促進され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進する。さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。

イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。

ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。

エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。

オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。

第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、いまだ国民に十分に浸透したとは言えない状況にある。こうした中において、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患

者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。

その際、「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成23年4月1日閣議決定）において、「感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が不可欠であることは言うまでもないが、それとともに、患者、元患者や家族に対する偏見や差別意識の解消など、人権に関する配慮も欠かせないところである」とされていることにも十分配慮するものとする。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国、地方公共団体等は、毎年七月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行う。あわせて、国及び地方公共団体が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他の関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。

イ 国は、地方公共団体と連携しながら、あらゆる世代の国民が肝炎に係る正しい知識を持ち、肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別の解消に資するよう、一層強力に普及啓発を行う。

ウ 近年、我が国における感染事例の報告が増加してきているジェノタイプAのB型肝炎ウイルスによる急性肝炎は、成人期の感染でも肝炎が遷延して慢性化しやすいことに鑑み、国及び地方公共団体は、国民に対し、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴開けやタトゥー（刺青）、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があること等、必要な普及啓発を行う。

エ 国は、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等の肝炎ウイルスの感染の危険性のある行為についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を幅広く進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。

オ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と早期の受診・受療の必要性等、肝炎患者等に対する偏見や差別が存在すること等の観点も含め、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行う。

カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力も受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。

- キ 国及び肝炎情報センターは、地域の医療機関が肝炎に係る情報提供を受けられるよう、拠点病院等に対し適切な研修や情報提供等を行うものとする。
- ク 肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、都道府県及び拠点病院は、相互に連携の上、市区町村、医療機関等の関係者の協力を得ながら、拠点病院の肝疾患相談センターも含めた窓口の設置状況等の周知を図る。
- ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。
- コ 国は、様々な機会を利用して肝炎患者等及びその患者家族等に対する偏見や差別を解消するために、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し、これまでの研究成果を基に、肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に係る推進の方策を検討し、これらの取組を進める。
- サ 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

(1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

ア 今後の取組の方針について

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。

イ 今後取組が必要な事項について

- (ア) 都道府県、拠点病院等は、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。
- (イ) 肝炎情報センターは、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、適切に情報提供を行うようにする。
- (ウ) 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

(2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。

- ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究推進戦略」に基づく研究を推進する。あわせて、肝炎情報センター、拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修及び情報提供等を推進する。
- イ 都道府県、拠点病院等は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。
- ウ 平成 22 年度から、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）における身体障害として、障害認定の対象とされている肝臓機能障害については、平成 28 年度に認定基準の見直しが行われ、要件の緩和及び対象の拡大がなされたところであり、引き続きその認定状況の把握を行う。障害認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。
- エ 国は、平成 30 年 12 月から開始された肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、令和 3 年 4 月に行われた見直しの内容及びその実施状況を踏まえながら、当該事業のより効果的な活用に向けた周知も含めた方策について、引き続き検討を行う。

（3） 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

- ア 都道府県においては、肝炎対策基本法（平成 21 年法律第 97 号。（4）及び（5）において「法」という。）の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。このため、国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、これらの関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図るよう促す。また、都道府県は、その実施状況の把握、評価及び見直しを実施することが重要である。

また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。この際、地域の実情に応じ、保健所等の活用を図ることも重要である。

なお、国及び肝炎情報センターは、地方公共団体が行うこれらの取組に対し、必要に応じ技術的支援等を行う。

- イ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資する

よう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うとともに、更に必要な意見交換を行うものとする。

(4) 国民の責務に基づく取組

法第6条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要がある、以下の取組を進めることが重要である。

ア 肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性があり、各人の健康保持及び生命に重大な影響をもたらし得る疾病であることを十分認識して、国民一人一人が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認するとともに、必要に応じて精密検査の受診等の適切な行動を起こすよう努めること。

イ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性のある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう適切に行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識を身に付け、適切な対応に努めること。

(5) 肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告

法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

本指針は、肝炎を巡る現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。本指針に定める取組に関し、国は、国、地方公共団体等における取組の状況について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎を巡る状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、改正から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、改正するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況について、国は肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする。

【前回】京都府保健医療計画策定スケジュールについて

資料3-4

スケジュール	H28	H29												H30			
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
マイルストーン		★医療計画ガイドライン ★障害福祉計画ガイドライン ★審議会諮問 ★部会設置						☆介護保険事業支援計画ガイドライン ★議会報告(概要)				★議会報告(中間案) ★パブコメ ★関係団体 市町村意見照会		★議会報告(最終案) ★答申 ★計画決定 ★厚生労働大臣へ提出			
保健医療計画	医療審議会	審議会							審議会		審議会	答申案まとめ	審議会				施策実施・進捗管理
	医療審議会 計画部会			第1回 骨格検討	第2回	第3回		第4回 中間案まとめ	報告	第5回 報告			計画決定				
	地域保健医療協議会 ・京都市、乙訓、他5医療圏 (計7会議)			第1回	第2回	第3回		検討結果反映		反映		反映					地域で対策実施・進捗管理
	各種対策協議会等 (がん、歯科、肝炎、認知症、精神、医療的ケア児 対策の検討)							がん、歯科、肝炎、認知症、精神、医療的ケア児 対策の検討	主要施策を記載	中間案まとめ		最終案まとめ	計画決定				施策実施・進捗管理
高齢・障害	高齢者サービス総合調整推進 会議 障害者施策推進協議会 等				随時			案分の		整合性		を確保	計画決定				施策実施・進捗管理
医療費	「京都府中期的な医療費の 推移に関する見通し」懇話会							保健医療		計画の		内容を抜粋	計画決定				施策実施・進捗管理
◆京都府肝炎対策を推進するための計画 ＜京都府肝炎対策協議会＞				第5回 [計画案] 検討		第6回 計画案(全体版) 議論		第7回 [中間案] 検討	中間案まとめ		第8回 パブコメ	[最終案]	★議会報告(最終案)				施策実施・進捗管理
				6月6日		9月7日		11月13日			1月25日						

事務連絡
令和4年8月24日

各都道府県衛生主管部(局)御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

肝炎治療特別促進事業におけるエプクルーサ配合錠の取扱いについて

標記事業につきましては、日頃より御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、本年8月24日付けで、「使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について」(平成31年2月25日付け保医発0225第9号)の記の2の(5)エプクルーサ配合錠(一般名:ソホスブビル/ベルパタスビル配合剤)について、医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正がありました。

(改正前)

本製剤の効能・効果は「前治療歴を有するC型慢性肝炎又はC型代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」及び「C型非代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」であることから、以下の患者には使用しないこと。

- ① 前治療歴のないC型慢性肝炎ウイルス感染者又はC型代償性肝硬変患者
- ② 慢性肝炎を発症していないC型肝炎ウイルス感染者

(改正後)

本製剤の効能又は効果は、「C型慢性肝炎、C型代償性肝硬変又はC型非代償性肝硬変におけるウイルス血症の改善」であることから、慢性肝炎を発症していないC型肝炎ウイルス感染者には使用しないこと。

これにより、前治療歴のないC型慢性肝炎ウイルス感染者又はC型代償性肝硬変患者への使用につきましても、肝炎治療特別促進事業における医療費助成の対象となりますので、ご承知おき下さい。なお、これに伴い「肝炎治療特別促進事業実施要綱」及び「肝炎治療特別促進事業の実務上の取扱い」の改正予定はございません。

事務連絡
令和4年9月27日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課
肝炎対策推進室

後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る配慮措置の取扱いについて
(肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業)

肝炎対策の推進につきましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
後期高齢者医療制度については、現役世代の負担上昇をできるだけ抑え、全世代型社会保障を推進する観点から、令和4年10月1日より、一定以上の所得を有する方の医療費の窓口負担割合を2割とするとともに、2割負担への変更により影響が大きい外来療養（訪問看護を含む。）を受けた方について、施行後3年間、高額療養費の枠組みを利用して、1か月分の負担増が最大でも3,000円に収まるような配慮措置（以下単に「配慮措置」という。）を導入することとされています。

これに伴い、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について、下記のとおりお知らせしますので、内容について御承知置きいただくとともに、貴管下の保険医療機関等に対し、周知を行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における配慮措置の取扱いについて

(1) 保険単独医療における配慮措置の枠組みについて

- 配慮措置の適用は、高額療養費の枠組みで行われます。同一の医療機関での受診については、上限を超えた額を窓口で支払う必要はありません。

このため、1か月の負担増加額が3,000円となったら、同月中のそれ以降の診療においては、1割負担分のみお支払いいただくこととなります※。これにより、1割負担の場合と比べた負担増加額を3,000円までに抑えます。

- 複数の医療機関での受診に関しては、保険者において自己負担額を合算した上で、後日、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を高額療養費の口座に払い戻します。

※ 通常の外来医療の窓口負担の上限額（月18,000円）に達した場合には、それ以上窓口でお支払いいただく必要はありません。

(2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における配慮措置の取扱いについて

- 肝炎治療特別促進事業等の公費負担医療及び特定疾病療養（マル長）については、既に制度毎に別の上限等が設けられていることから、同一の医療機関の受診であっても、窓口での配慮措置の対象とはなりません[※]。一方、**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業における肝がん外来関係医療は保険単独医療ですので、窓口での配慮措置の対象となります。**

※ なお、公費負担医療等については、窓口での配慮措置の対象にはなりません。この場合も、保険者において1か月の外来での自己負担額を合算し、後日、1か月の負担増を3,000円までに抑えるための差額を払い戻します（ただし、通常の外来上限（18,000円）に係る計算においては、通常通り公費負担医療等の自己負担額も計算に含めてください）。

2. 窓口負担割合の見直しに伴う周知広報について

- 後期高齢者医療の窓口負担の見直しの施行に向けては、厚生労働省保険局高齢者医療課において、①ポスター・リーフレット、②医療機関等の職員の方向けの説明資料、③診療報酬明細書の作成に係る計算事例の提供等を行っているところです。
- なお、1. の取扱いについては②の資料に、また、公費負担医療等と保険単独医療の両方を受けた場合の計算事例については③の計算事例集に掲載されていますので、確認ください。

厚生労働省ホームページ

『後期高齢者の窓口負担割合の変更等（令和3年法律改正について）』

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/newpage_21060.html